

戸田市町会会館等整備事業補助金交付要綱

戸田市町会会館等整備事業補助金交付要綱（昭和57年告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町会の自治振興を図るため、町会が主として町会の構成員の利用に供する施設（以下「町会会館等」という。）を整備するために要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付及び手続等に関しては、この要綱に定めるもののほか戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新築 町会会館等を有しない町会が、町会会館等を建設することをいう。
- (2) 改築 町会会館等の全部又は一部を取り壊し、町会会館等を建設することをいう。
- (3) 増築 町会会館等の床面積を増すことをいう。
- (4) 修繕 町会会館等が老朽化等した場合に、これを修復すること及び耐震補強を目的に改修することをいう。

（補助対象及び補助率）

第3条 補助対象及び補助率は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新築の場合 新築に要する経費の4分の3以内。ただし、土地区画整理事業に伴う保留地のうち町会会館等の敷地として贈与契約を締結したものを除く。
- (2) 改築の場合 改築（公共事業の施行その他の理由による改築で当該改築について補償のある場合を除く。）に要する経費の4分の3以内。ただし、建設の年度又は本号若しくは次号の補助金の交付を受けた年度から20年間は補助対象としない。
- (3) 増築の場合 増築に要する経費の4分の3以内。ただし、建設の年度又は本号若しくは前号の補助金の交付を受けた年度から10年間（公共事業の施行その他の理由による場合を除く。）は補助対象としない。
- (4) 修繕の場合 修繕に要する経費の4分の3以内。ただし、建設の年度若しくは第2号の補助金の交付を受けた年度から10年間又は本号若しくは前号

の補助金の交付を受けた年度から5年間は補助対象としない。

(5) その他市長が特に必要と認めた場合は、前3号のただし書の規定にかかわらず、補助対象とすることができる。

2 前項に規定する経費には、用地費その他備品等の経費は含まない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額を限度とする。

(1) 新築の場合 3, 500万円

(2) 改築の場合 3, 500万円

(3) 増築の場合 1, 150万円

(4) 修繕の場合 700万円

2 前項の補助金の額は、埼玉県ふるさと創造資金大綱の規定により、埼玉県ふるさと創造資金のうち市町村と地域団体との協働事業補助金の補助対象事業として承認された事業に係る補助金の額を含むものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会は、町会会館等整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合において、当該申請が適当であると認めたときは、町会会館等整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた町会は、町会会館等整備事業の内容を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく町会会館等整備事業変更・中止申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(工事着工の確認)

第8条 補助金の交付決定を受けた町会は、当該工事に着工したときは遅滞なく工事着工届(第4号様式)を市長に提出し、確認を受けなければならない。

(工事完了の確認)

第9条 前条の規定により確認を受けた工事が完了したときは、当該町会は遅滞なく工事完了届(第5号様式)を市長に提出し、確認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた町会は、本事業が完了したときは速やかに町会会館等整備事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、町会会館等整備事業補助金確定通知書（第7号様式）により、当該町会に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長は、本事業の遂行上必要と認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の交付決定額の2分の1の額を概算交付することができる。

2 町会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、町会会館等整備事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱施行前に支払われた補助金は、この要綱に基づき支払われた補助金とみなす。

附 則（平成3年告示第119号）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年告示第157号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第36号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第183号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第47号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第56号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第145号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の戸田市町会会館等整備事業補助金交付要綱の規定により補助金を受けた者は、改正後の戸田市町会会館等整備事業補助金交付要綱の規定により補助金を受けたものとみなす。

戸田市町会会館等整備事業補助金交付要綱に係る事務処理基準

要綱第3条の補助対象については、次のとおりとする。

1. 補助対象の範囲

- (1) 設計費及び監理費
- (2) 仮設工事費
- (3) 建築工事費（建具工事を含む）
- (4) 電気設備工事費
- (5) 給排水衛生設備工事費
- (6) 冷暖房設備工事費
- (7) ガス設備工事費
- (8) 外構工事費（整地、門扉、塀、垣根、植栽工事を含む）
- (9) 一般監理費

2. 前項については、新築、改築、増築及び修繕の他設備等の増設の場合にも適用する。